

庶民のささやかな期待を裏切る！

あくびコミュニケーションズ(株)の倒産は自明の理か？

高市幸男（リスク管理研究所）

1. 事件の概要

あくびコミュニケーションズ（株）（渋谷区道玄坂、設立 2015 年 3 月、資本金 2,000 万円、佐竹雅哉社長）と関連の（株）カステラ（札幌市中央区、設立 2017 年 8 月、資本金 300 万円、渡辺大也社長）は 2020 年 2 月 28 日、破産開始決定を受け、倒産した。

あくびコミュニケーションズは、電気供給の「AKUBIでんき」、インターネット接続サービスの「AKUBI光」や「AKUBI NET」、携帯端末向けのMVNOサービス「AKUBI Mobile」を展開。設立当初は介護事業を主体としていたが、通信事業を強化。2017 年には電力小売事業に本格進出し、2018 年 2 月期には売上高 28 億 7,908 万円、2019 年 2 月期には売上高 46 億 607 万円をあげていた。

しかし、「電気料金の総額が毎月 5%安くなる」などと告げながら、実際は一部しか安くならなかったため、2019 年 4 月、特定商取引法違反で消費者庁が一部業務停止命令を出した。また、2019 年 12 月から数カ月分の料金の前払いを条件とする「まとめ割」を、利用者に情報提供をせずに 1,336 件の顧客に適用し、7,752 万円を過大に徴収していた。このため 2020 年 2 月 28 日、総務省は電気通信事業法に基づき当社に対して業務改善命令を出していた。カステラも通信サービスなどを手掛けていたが、あくびコミュニケーションズに連鎖し倒産した。（出所：東京商工リサーチ）

2. 被害の確認

「料金が安くなる」との宣伝文句に釣られた顧客の殆どは一般個人である。顧客は通信で 9,000 件、電力小売り 17,000 件に及ぶと言われる。直接的な金銭の被害は少額（もしくはゼロ）であるが、営業マンの説明を聞き、業者変更の決断、契約締結の手間及び料金に対する期待の裏切り、代わりの業者を選択し契約する手間など、多大な迷惑をかけられた事実が存在する。

3. 信用度の把握

相手企業の信用度が契約前に把握でき、適切な判断・対処ができれば斯様な迷惑を受けることはなかったものと言える。

一般個人が企業の信用度を把握するために、入手できる資料は極めて限られたものしかないが、限られた情報であっても、ポイントを押さえれば、かなりの精度で企業の信用度を把握することが可能である。

(1) ホームページ

一般個人でも、自宅にしながら簡単に、無料で、いつでも確認できるのがホームページである。普通の企業なら業務内容や経営方針の如何を問わず、ホームページを開設し、公開しているのが当たり前である。ホームページすらない企業は問題外と言える。

ホームページがある場合は、先ずその作りが簡便なものか、それとも入念に作り込まれたものかを判断する。次に、会社の規模や経営内容を表す項目がどれだけ掲載されているか、いないかを確認する。代表者の挨拶や経営方針・会社のPR・商品説明がどれほど立派であっても、それは単なる営業上の広告であって、一切評価には値しない。設立年月や年商、従業員数、代表者氏名、資本金、株主、系列、決算内容などの信用度を表す項目の公開があって初めて評価できるのである。

当社のホームページ <https://akubi-communications.com/service/> を見るに、業務内容の説明が殆どであり、信用度に関する項目の掲載は代表者名と設立年月日、資本金しかない。業歴は浅く、資本金額も少なく、信用度を評価できるだけのものではない。

(2) 商業登記

一般個人でも、自宅にしながら簡単に、わずかの料金（1件 335 円）で、いつでも入手できるのが商業登記である。商業登記は、企業がその存在を法的に証明する唯一のものであり、そこに掲載されている内容によって、その企業の信用度を把握できる場合がある。

図表 1 商業登記の変遷

年月日	内容	社名	本社	資本金	代表者	事業目的
平成27年3月3日	設立	あくびコミュニケーションズ	渋谷区桜丘町3-4渋谷黒川ビル5F	3,000	遠山和久	全70個
平成29年2月1日	目的変更					削除38個、追加2個
平成29年6月1日	増資			10,000		
平成30年5月21日	目的変更					追加2個
平成30年6月1日	移転		渋谷区道玄坂1-19-2スプラインビル6F			
平成30年6月29日	増資			20,000		
平成31年3月1日	就任				田名部弘介	
令和2年1月1日	就任				佐竹雅哉	
現在						

出所：登記情報サービスから筆者取得

① 設立年月日

一般的に企業は、設立後2年目までは業務を軌道に乗せるのが精一杯で極めて危ない状態にある。4年目でようやく事業の基礎はできるが、まだ営業基盤・資金繰りは不安定である。当社の設立年月日は平成27年3月3日である。令和2年2月28日の破産開始決定

まで、わずか5年の業歴でしかない。全く信用度として評価できるものではなかった。

②資本金

当社の場合、設立時は300万円、2年後1,000万円、さらに1年後2,000万円に増資しており、金額的には大きなものではなく、特に信用とはならないが、着実に増資している点は成長または成長の意欲が感じられ、好感が持てる。

③代表者、

当社設立時の代表者は遠山和久氏であり、4年後田名部弘介に変更、更に10か月後佐竹雅哉氏に変更、僅か5年に3人の代表者が就任している。中小企業の信用に於いて代表者の重要な位置づけを鑑みるに、短期間での交代は届出書類の変更や取引先への連絡などの手間が大変なだけでなく、不安定な経営を露呈することによる信用度の低下などが、指摘できる。

不可解なのは、ホームページには「当社の創業者は田名部功介氏である」との記載があることである。創業時の代表者である遠山和久氏の顔写真がホームページにも掲載されていることから、遠山和久氏と当社は無関係だったとは思えない。また小売電気事業を事業目的に加えたのは平成29年2月1日であり、その時の代表者は遠山和久氏なのである。

④事業目的

当社の商業登記で極めて不可解に感じられるのが、事業目的の多さ、その内容の細かさの変更である。

設立時の掲載総数は実に70種ある。介護関係だけで47種に及び、極めて細かな内容が示されている。また、工事業では建築から土木、職別などで実に30種類、自動車運送業でも4種類と細かに掲載している。当然ながら、介護事業も工事業、運送業も一切行っておらず、できない（しない）事業を、ここまで細かく、多数掲載することの意味・目的が理解できない。

平成29年2月1日には、介護事業の一部（14種）を残すもその大半（33種）を削除、また実際には一切行っていない工事業や自動車運送業、貿易業も削除し、代わりに小売電気事業を加えている。平成30年5月21日には、飲食店の経営、食品の製造・販売を加えているが、結果的には実施できなかったものと見られる。

（3）結論

以上、ホームページと商業登記から得られる僅かの情報であるが、それでも当社の信用度について評価できるものは見当たらず、むしろ一般的な判断では不可解な面が見られ、「取引にあっては十分な注意を必要とする」との結論に至るのが妥当である。

以上

図表3 事業目的

平成27年3月3日設立	平成29年2月1日変更	平成30年5月21日変更
1. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業	1. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業	1. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
2. 介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護	2. 介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護	2. 介護保険法に基づく特定施設入所者生活介護
3. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業	3. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業	3. 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
(1) 訪問介護	(1) 訪問介護	(1) 訪問介護
(2) 訪問入浴介護	(2) 訪問入浴介護	(2) 訪問入浴介護
(3) 訪問看護	(3) 訪問看護	(3) 訪問看護
(4) 訪問リハビリテーション	(4) 訪問リハビリテーション	(4) 訪問リハビリテーション
(5) 居宅療養管理指導	(5) 居宅療養管理指導	(5) 居宅療養管理指導
(6) 通所介護	(6) 通所介護	(6) 通所介護
(7) 通所リハビリテーション	(7) 通所リハビリテーション	(7) 通所リハビリテーション
(8) 短期入所生活介護	(8) 短期入所生活介護	(8) 短期入所生活介護
(9) 短期入所療養介護	(9) 短期入所療養介護	(9) 短期入所療養介護
(10) 福祉用具貸与	(10) 福祉用具貸与	(10) 福祉用具貸与
(11) 特定福祉用具販売	(11) 特定福祉用具販売	(11) 特定福祉用具販売
4. 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業		
(1) 介護予防訪問介護		
(2) 介護予防訪問入浴介護		
(3) 介護予防訪問看護		
(4) 介護予防訪問リハビリテーション		
(5) 介護予防居宅療養管理指導		
(6) 介護予防通所介護		
(7) 介護予防通所リハビリテーション		
(8) 介護予防短期入所生活介護		
(9) 介護予防短期入所療養介護		
(10) 介護予防福祉用具貸与		
(11) 特定介護予防福祉用具販売		
5. 介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業		
(1) 夜間対応型訪問介護		
(2) 認知症対応型通所介護		
(3) 小規模多機能型居宅介護		
(4) 認知症対応型共同生活介護		
(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護		
6. 介護保険法に基づく次の地域密着型介護予防サービス事業		
(1) 介護予防認知症対応型通所介護		
(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護		
(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護		
7. 介護保険法に基づく介護予防支援事業		
8. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業		
9. 各種介護施設及び高齢者向け施設の経営		
10. 在宅介護要員の養成指導		
11. 居宅介護福祉用具の販売		
12. 老人・障害者に対する在宅介護サービス		
13. 老人・身体障害者等の介護施設を経営		
14. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		
15. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援事業		
16. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援事業		
17. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業		
18. 建築工事、土木工事、大工事、左官工事、とび工事、土工事、解体工事、コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル工事、レンガ工事、ブロック工事、鋼構造物工事、鉄骨工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負、設計、施工、工事監理並びにそれらの仲介、斡旋		
19. 住宅の増改築建て替え及び高齢者向けの住みやすいリフォーム並びに内装工事		
20. 介護に関するコンサルタント業務		
21. 損害保険代理店業	4. 損害保険代理店業	4. 損害保険代理店業
22. 生命保険の募集に関する業務	5. 生命保険の募集に関する業務	5. 生命保険の募集に関する業務
23. 一般乗用旅客自動車運送事業		
24. 一般貨物旅客自動車運送事業		
25. 一般貨物旅客自動車運送事業		
26. 特定旅客自動車運送事業		
27. ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理	6. ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理	6. ウェブサイト、ウェブコンテンツ、その他インターネットを利用した各種サービス等の企画、制作、販売、配信、運営及び管理
28. 古物営業法に基づく古物営業	7. 古物営業法に基づく古物営業	7. 古物営業法に基づく古物営業
29. 総合輸出入貿易業務		
30. コールセンター事業	8. コールセンター事業	8. コールセンター事業
31. 電気通信事業法に定める電気通信事業	9. 電気通信事業法に定める電気通信事業	9. 電気通信事業法に定める電気通信事業
32. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及びその利用権の販売促進に関する代理店業務	10. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及びその利用権の販売促進に関する代理店業務	10. 電気通信事業法に基づく通信回線利用加入者の募集及びその利用権の販売促進に関する代理店業務
33. 各種コンサルティング業務	11. 各種コンサルティング業務	11. 各種コンサルティング業務
34. 各種情報処理及び各種情報提供サービス業務	12. 各種情報処理及び各種情報提供サービス業務	12. 各種情報処理及び各種情報提供サービス業務
35. 携帯電話の販売代理店業	13. 携帯電話の販売代理店業	13. 携帯電話の販売代理店業
36. ウォーターサーバーの販売業	14. ウォーターサーバーの販売業	14. ウォーターサーバーの販売業
37. インターネット等の接続に関する業務	15. インターネット等の接続に関する業務	15. インターネット等の接続に関する業務
38. クレジットカードの申込に関する代理店業及び取扱業務	16. クレジットカードの申込に関する代理店業及び取扱業務	16. クレジットカードの申込に関する代理店業及び取扱業務
39. インターネットにおけるプロバイダー事業	17. インターネットにおけるプロバイダー事業	17. インターネットにおけるプロバイダー事業
	18. 小売電気事業	18. 小売電気事業
	19. エネルギーの供給業務及び仲介業務	19. エネルギーの供給業務及び仲介業務
	20. 飲食店の経営	20. 飲食店の経営
	21. 調理食品の製造及び販売	21. 調理食品の製造及び販売
40. 前各号に附帯関連する一切の事業	20. 前各号に附帯関連する一切の事業	22. 前各号に附帯関連する一切の事業

出所：登記情報サービスより筆者入手・整理